#### きほんりねんとう

#### 1 基本理念等

#### ほうれい こんきょ (1) **法令の根拠**

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へいせい ねんほうりつだい ごう いか しょうがいしゃそうごうしえんほう だい じょうだい こう きてい (平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条第1項の規定 もと しょうがいふくしけいかくおよ じどうふくしほう しょうか ねんほうりつだい ごう だい じょう だいこう に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の22第1項の規定に基づく障害児福祉計画を一体として策定するものです。

#### しゅしおよ けいか

#### (2) 趣旨及び経過

しょう ふくしけいかく くに しょうがいふくし とうおよ しょうがいじつうしょしえんとう えんかつ 障がい福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な じっし かくほ きほんてき ししん いか きほんししん 実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。) に即して策定することとされています。

ばい き だい き しょう ふくしけいかく さくてい しちょうそん 県ではこれまで、第1期から第5期にわたる 障 がい福祉計画を策定し、市町村と まれんけい まいしん はか 連携して、その推進を図ってきました。

だい きかながわけんしょう ふくしけいかく いか だい きけいかく このたび、第 5 期神奈川県 障 がい福祉計画 (以下「第 5 期計画」という。) までの実績かだい ふ こんかい かいてい ぁ しめ くに きほんししん れいわ ねんこうせいろうどうしょう や課題を踏まえ、今回の改定に当たり示された国の基本指針(令和 2 年厚生労働省 こくじだい ごう ないよう そく けんみん みなさま ごいけん うかが だい きかながわけんしょう 告示第213号)の内容に即し、県民の皆様の御意見を 伺 いながら、第 6 期神奈川県 障 ふくしけいかく いか だい きけいかく がい福祉計画 (以下「第 6 期計画」という。) を策定します。

ロハ 第213 分 の に は に は に は に は に は に は に な に な に ま は に な に ま は に ま は に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま に ま ま な お 、 第 6 期 計画 に ついて は 、 令和 3 年 3 月 ま で に 策定を予定していましたが、 県内しかな なお 、 第 6 期 計画 に ついて は 、 令和 3 年 3 月 ま で に 策定を予定していましたが、 県内しかな なお 、 第 6 期 計画 に ついて は 、 令和 3 年 3 月 ま で に 策定を予定していましたが、 県内しかな なお 、 市町 村等 との 調整 や いけんこうかん じゅうぶん おこな かいていさぎょう ねんかんさきおく れいわ 意見 交換が 十 分 に 行 えなかったことなどから、 改定作業を 1 年間 先送り し、 令和 4 ねん がっ さくてい 年 3 月 に 策定したものです。

## (3) 計画期間

けいかく きかん れいわ ねんど れいわ ねんと この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

#### もくてき (4) 目的

この計画は、平成31年3月に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項 きてい もと さくてい しょう しょう しょう しょう しょう しょう りねん かんが かた しょうがいしゃそうごう の規定に基づき策定した「かながわ障がい者計画」の理念や考え方を、障害者総合しまんほう もと じっしけいかく くたいか だれ あんしん ゆた 支援法に基づくサービス実施計画として具体化することにより、誰もが安心して豊かく に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## (5) 基本理念

# きほんりねん 基本理念

# ひとりひとりを大切にする

しょうがいしゃきほんほう すべ こくみん しょうがい う む ね へだ 障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、そうご じんかく こせい そんちょう ぁ きょうせい しゃかい じつげん もくてき 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的としています。

「ひとりひとりを大切にする」ということは、障がい者ひとりひとりの望みや願い
そ にぶん せいかつ い かた じこせんたく じこけってい
に沿って、自分の生活や生き方を「自己選択・自己決定」できるようサポートし、障
しゃ ひつよう しえん う
がい者が必要な支援を受けながら、その人らしく暮らすことを意味します。それは、とうじしゃ しあわ なかま よろこ
当事者の幸せとともに、支援者や周りの仲間の喜びにもつながります。

りねん もと いりょう しょう ふくし かいご す しゃかいきんか ほうかってき かくほ その理念に基づき、医療、障 がい福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保 ちいきほうかっ こうちく しょう しゃ みずか のうりょく さいだいげんはっき された地域包括ケアシステムを構築し、障 がい者が 自ら能力を最大限発揮できるしょう しゃ じりっおよ しゃかいきんか ちいきしゃかい せいかっ しぇん よう、障 がい者の自立及び社会参加、地域社会における生活を支援していきます。

## (6) 基本方針

# きほんほうしん 基本方針

# とうじしゃめせん しぇん じっせん 当事者目線の支援の実践により「ともに生きる社会

# かながわ」の実現を削指す

ではよう しゃ しえん あ しょう しゃ でいる かんぜんめん で がい者への支援に当たっては、「障がい者のために」という視点で、安全面の はんしゃ のき もが だいいち かんが みを優先した、いわゆる「支援者目線」の支援から、本人の望みや願いを第一に 考えらじしゃめせん しえん だいてんかん はか しえん じっせん ことが こことが ひつよう 必要です。

そこで、この計画では、「当事者目線」の支援の実践により「ともに生きる社会かな じっぱん め ざ きほんほうしん がわ」の実現を目指すことを、基本方針とします。

## 津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、 ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である 県立「津久井中まゆり間」において、大変落ましい事件が発生しました。 このような専件が二度と繰り返されないよう、 私たちはこの感しみを力に、解固とした決定をもって、 さもに生きる社会の実現をめざし、 ことに「ともに生きる社会かながわ意章」を定めます。









•

題字「ともに生きる」 ダウン症の女流音素 金澤潤子

本県の取り組みや全幹海子さんの溶上弾道の勘測などは、

こちらから ともに生せる社会かながわ

との複単は神奈川県と神奈川県議会が共同して黄定したものです。

問合せ先 神奈川県保健福祉局福祉部共生社会推進課 電話 045-210-4961 FAX 045-201-2051

# かながわ害

すべての人のいのちを大切にします

原民館でもみで取り組みます 基らすことのできる地域社会を実現します 私たちは、降がい者の社会への参加を妨げる 私たちは、降がい者の社会への参加を妨げる 私たちは、降がい者の社会への参加を妨げる は、この憲章の実現に向けて、 私たちは、との憲章の実現に向けて、

か憲章



平城路年10月14日

神奈川里

#### きほんてき してん (7) 基本的な視点

は、「当事者目線の支援の実践」を基本方針として、市町村と連携し、各種の障害 場は、「当事者目線の支援の実践」を基本方針として、市町村と連携し、各種の障害 なくし とう ていきょう しょう しゃ しえん じゅうじつ 福祉サービス等の提供や障がい者への支援を充実させていきます。また、法人や しきょうしゃ しょうだいます。また、法人や まずらしゃ しょうだいます。また、法人や ないまます。はずいます。はずいます。また、法人や ないまます。はずいます。はずいます。はずいます。はずいます。また、法人や ないまます。はずいます。はずいます。はずいます。はずいます。はずいます。はずいます。はずいます。 まできるよう促進していきます。

さらに、障がい者が仲間や地域の人たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、いっしょ かんが じゅんび してん ちいきせいかついこう と く 一緒に 考 え、準備していくという視点をもって、地域生活移行に取り組んでいきます。

## ア 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

はん つくい えん さいせい なか ひと かなら いし ぜんてい 県は、津久井やまゆり園を再生する中で、人には必ず意思があるという前提にた みずか いし けってい しょん 立ち、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者の意思決定を支援しています。

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく かか しょう しゃ じこけってい 障害者の権利に関する条約にも掲げられている、障がい者の自己決定をそんちょう いしけっていしぇん かんが かた けんない しょうがいふくし 尊重するため、この意思決定支援の考え方を、県内の障害福祉サービス じぎょうしょとう ふきゅう 事業所等に普及させていきます。

#### ちいきせいかつ いこうおよ ちいきせいかつ けいぞく む しぇん イ 地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた支援

#### ちいきしげん じゅうじつ (**7**) 地域資源の充実

障がい者本人の意思により地域での生活を希望する場合には、安心して地域での暮らしを継続することができるよう、障がい者の地域生活を支えるソフト・
りょうめん ちいきしげん せいび ひつよう
ハード 両 面 の地域資源が整備される必要があります。

県では、「施設・病院から地域へ」の考え方のもとに、訪問系サービスや日中かつどうけい ちいき きょじゅう ば 活動系サービス、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実や、じりつせいかつえんじょ ちいきいこうしえんおよ ちいきていちゃくしえんとう たい しえん 自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等に対し支援するとともに、こういきてき せんもんてき かんてん じんざい ようせい おこな ちいきしげん じゅうじつ はか 広域的・専門的な観点から人材の養成を行い、地域資源の充実を図ります。 ちいきせいかつしえん きのう さら きょうか また、地域生活支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等の整備とひつよう きのう じゅうじつ すいしん 必要な機能の充実を推進します。

## しょうがいしゃしえんしせつ とうじしゃめせん しえん じっせん (イ) 障害者支援施設における「当事者目線の支援」の実践

にゅうじょとなっています。 いっていていどすす いっぽう にゅうしょしゃ 障害者支援施設では、地域生活への移行が一定程度進む一方で、入所者の かた にゅうじょきかん ちょうきか 重度 障がい者の割合が高くなっており、こうした方の入所期間が長期化して けんりっしょうがいしゃしえんしせっ いか けんりっしせっ います。とりわけ、県立障害者支援施設(以下「県立施設」という。)においては、入所期間が20年を超える方が4割以上となっており、「終の棲家」となっています。また入所者の生活が施設内で完結するなど、地域との交流機会が 少なくなっています。

こんご しょうがいしゃしえんしせつ す ば ていきょう ほんにん そこで、今後、障害者支援施設は住まいの場を提供するだけではなく、本人 いし おう ちいきせいかつ いこう む しえん いっそうすす にゅうしょしゃ の意思に応じて地域生活への移行に向けた支援を一層進めるとともに、入所者 ちいきせいかつ たいけん きかい かいき じぎょうしょ じちたいとう ちいき が地域生活を体験できる機会を増やすため、地域の事業所や、自治体等の地域コミュニティとの連携を強めた施設とすることを求めていきます。

とりわけ県立施設においては、意思決定支援などの「当事者目線」の支援に取り組み、これまで以上に地域生活への移行を進めます。また、地域生活が困難となった 障 がい者を一時的に受け入れ、 再 び地域に帰れるようにする、いわゆるっうかかたしせっ しょう しゃ ちいきせいかっしえん やくわり にな 「通過型施設」として、 障 がい者の地域生活を支援する役割を担っていきます。

もいきせいかつ いこう しょう しゃ ささ 地域生活に移行した障がい者を支えるため、また、県立施設が「通過型しせつ やくわり は しせつ げんかい ちいき 施設」としての役割を果たすためには、施設だけでは限界があり、地域における ふくすう じぎょうしょ じちたいとう ちいき れんけい とりくみ すす 複数の事業所や、自治体等の地域コミュニティと連携した取組を進めていきます。

# しょう しゃ ちいきせいかつ ささ しぇん じゅうじつ ウ 障がい者の地域生活を支える支援の充実

## (7) ライフステージに沿った支援の促進

しょう しゃ じりつ しゃかいきんか そくしん しょう しゅべつとう おう しょう 障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がいの種別等に応じ、障がい者のライフステージに沿って、保健、医療、保育、教育、就労のほか、おやもと かぞく じりつとう ふく きょざま せいかつじょう かだい たいおう 親元・家族からの自立等を含めた、様々な生活上の課題やニーズに対応するしえんたいせい せいび と く 支援体制の整備に取り組みます。

# しょう とくせいとう はいりょ しえん (イ) 障がい特性等に配慮した支援

しょう しゃ せいべつ ねんれい しょう じょうたい しょうがいしゃそうごうしえんほう さだ 障がい者の性別や年齢、障がいの状態(障害者総合支援法が定めるなんびょうとう かく しょう とくせい せいかつ じったいとう おう こべってき しえん 難病等を含む。)、障がいの特性、生活の実態等に応じた個別的な支援のひつようせい か ひと にちじょうせいかつ ちょくめん い ひと にちじょうせいかつ ちょくめん ひ要性を踏まえて、その人が日常生活で直面している「生きにくさ・暮らしてん ひつよう ひと ひつよう い とど にくさ」の点から、必要な人に必要なサービスが行き届くようにしていきます。

## そうだんしえんたいせい こうちく (ウ) 相談支援体制の構築

しょう しゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 障 がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができ しょうがいふくし とう てきせつ りょう ささ かくしゅ たいおう そうだん るよう、障害福祉サービス等の適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談しえんたいせい こうちく 支援体制を構築します。

#### しょう じしぇんたいせい こうちく (I) 障がい児支援体制の構築

しょう じしえん あ しょう じほんにん さいぜん りえき こうりょ 障 がい児支援に当たっては、障 がい児本人の最善の利益を考慮しながら、 しょう じひとり おう しえん すす ひつよう しょう 障 がい児一人ひとりに応じて支援を進めていくことが必要です。このため、障

がい児及びその家族に対し、早期から、身近な地域で専門的かつ質の高い支援がでいきょう しょうそん れんけい ちいき しょんたいせい こうちく 提供できるように、市町村と連携し、地域における支援体制を構築していきます。

## いりょうてき じとう ほうかつてき しえんたいせい こうちく(オ) 医療的ケア児等への包括的な支援体制の構築

しんこうこきゅうき そうちゃく しょう じ た にちじょうせいかつ いとな 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児及び同様の状態にある障がい者(以下いりょうてき じとう しんしん じょうたい おう てきせつ しえん えんかつ 「医療的ケア児等」という。)が、その心身の状態に応じた適切な支援を円滑って受けられるようにするため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等のかくかんかんれんぶんや きょうどう ほうかつてき しえんたいせい こうちく 各関連分野が協働する包括的な支援体制を構築します。

おいわ ねん がつ いりょうてき じおよ かぞく たい しえん かん ほうりつ れいわ 令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3 ねんほうりつだい ごう いか いりょうてき じしえんほう 年法律第81号)(以下「医療的ケア児支援法」という。)が施行されたことを踏いりょうてき じょうまよ かぞく ここ いりょうてき じょう しんしん じょうきょうとう まえ、医療的ケア児等及びその家族が個々の医療的ケア児等の心身の状況等に にきる できせつ しえん う いりょうてき じしえん ちんしん じょうきょうとう 応じた適切な支援を受けられるよう、「医療的ケア児支援センター」の設置など ほう きてい しさく じっし 法で規定された施策を実施していきます。

### (カ) 発達障がいに対する支援

はったつしょう しゃまた はったつしょう じ かのう かぎ みちか ちいき ひつよう しぇん う 発達障がい者又は発達障がい児が可能な限り身近な地域で必要な支援を受したようそん れんけい はったつしょうがいしゃしぇん とう ちゅうしん けられるよう、市町村と連携し、発達障害者支援センター\*3等を中心にしたしぇん おこな はったつしょうがいしゃちいきしぇん てきせつ はいち すす 支援を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャー\*4の適切な配置を進めていきます。

はったつしょう そうき せいかく しんだん てきせつ はったっしぇん また、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援につなげられる はったつしょう しんだんとう せんもんてき おこな いし かくほ すす よう発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医師の確保を進めていきます。

## せんもんてき しぇん ひつよう かた たい ちいきしぇんだいせい じゅうじつ 専門的な支援を必要とする方に対する地域支援体制の充 実

\*\*・うどこうどうしょう こうじのうきのうしょう せんもんてき しぇん ひつよう 強度 行動 障がい\*5 や高次脳機能障がい\*6 など、専門的な支援が必要となる はかま ちいき ひと なかま ちいき ひと なか せいかつ ながりの中で生活することが できるよう、グループホームや日中活動の場において専門的支援が提供できるよう じんざいいくせいとう おこなる必要な人材育成等を 行います。

### (ク) ケアラーへの支援

によう しゃとう かいご かぞくとう でいる家族等 (ケアラー) の社会的な孤立が問題と きんない また、近年は、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちの存在も明らかになってきており、こうしたケアラーが、地域で孤立することなく、自分の きぼう じんせい ひび く おく しえん かっよう 希望する人生や日々の暮らしが送れるよう支援することが必要です。

場では、障がい福祉だけでなく、関係分野と連携して、ケアラーの負担のけいげんはか ちいき じりっ せいかっけいぞく 軽減を図り、地域での自立した生活を継続することができるよう必要な支援をおこな

#### しちょうそん かんけいきかん れんけい (ケ) 市町村や関係機関との連携

によう しゃ す な ちいき ひつよう う しょうがいふくし 障がい者が、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、障害福祉 とう ていきょうしゅたい しちょうそん れんけい さら すいしん サービス等の提供主体である市町村との連携を更に推進していきます。

また、「当事者目線の支援」を実践していくためには、障がい福祉の観点だけでは、保健、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠ですので、 ぶんや かんけいきかん れんけい ふか さまざま とりくみ すいしん これらの分野の関係機関との連携を深めながら様々な取組を推進していきます。

## (コ) 障がい保健福祉圏域における支援

くに けんおよ しょうがいふくし とう じっししゅたい しちょうそん やくわり 国、県及び障害福祉サービス等の実施主体である市町村がそれぞれの役割を ぶんたん しょう しゃ ちいきせいかつ ささ じゅうそうてき しえんたいせい 分担するだけでなく、障がい者の地域生活を支えるため、重層的な支援体制 こうちく じゅうよう を構築することが重要です。

このため、県では、様々な取組において、障がい保健福祉圏域におけるネットワークを充実させ、圏域レベルでの支援を強化していきます。

# しょう ふくしじんざい かくほ いくせいおよ ていちゃく (サ) **障 がい福祉人材の確保、育成及び定 着**

しょう しゃ じゅうどか こうれいか すす なか にっかい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的にしょうがいふくし とう ていきょう さまざま しょう ふくし かん じぎょう じっし で 害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していていきょうたいせい かくほ あわ にな じんざい かくほ いくせいおよくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保、育成及びていちゃく はか ひつよう 定着を図る必要があります。

そこで、若い世代を含むあらゆる層に対して、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを周知・広報するとともに、専門性を高めるたけんしゅう じっし なくし にな じんざい かくほ いくせいおよ ていちゃく むめの研修を実施するなど、障がい福祉を担う人材の確保、育成及び定着に向きよういくきかん かんけいきかん きょうりょく と くけ、教育機関などの関係機関と協力しながら取り組んでいきます。

#### しょう しゃ しゃかいさんか そくしん (シ) 障がい者の社会参加の促進

しょう しゃ ちいき しゃかいさんか そくしん しょう しゃ たょう 障 がい者の地域における社会参加を促進するためには、 障 がい者の多様な しぇん ひつょう ニーズを踏まえた支援が必要です。

関では、障がい者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

また、障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて文化芸術活動やスポーツ等 たかい ことができる機会の提供、充実を図ります。

特に、文化芸術活動については、障害者による文化芸術活動の推進に関 時に、文化芸術活動については、障害者による文化芸術活動の推進に関 ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう な しょう しゃ ぶんかげいじゅつ きょうじゅ する法律(平成30年法律第47号)を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受 かんしょう また そうぞう はっぴょうとう たよう かつどう さんか きかい かくほとう つう 鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、 しょう しゃ こせい のうりょく はっきおよ しゃかいさんか そくしん はか 障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図っていきます。

## じぞくかのう しょうがいふくし とう ていきょう (ス) 持続可能な 障 害 福祉サービス等の提 供

このため、県では、持続可能な障害福祉サービス等の提供に向けて、 とうしていきょうしない このため、県では、持続可能な障害福祉サービス等の提供に向けて、 でぎょうしょとう ぎょうむけいぞくけいかく さくていとう しえん 事業所等における業務継続計画\*7の策定等を支援していきます。

しんがた かんせんしょう たいおう じぎょうしょとう かんせん また、新型コロナウイルス感染症への対応として、事業所等からの感染 ぼうしさく かん そうだん たいおう くに ほじょせいど かつようとう 防止策に関する相談へ対応するとともに、国の補助制度の活用等により、 じぎょうしょとう かんせんぼうしたいさく けいぞく しえん 事業所等における感染防止対策の継続を支援していきます。

さらに、陽性者や濃厚接触者が発生した事業所等については、感染拡大 はうしゃ もっとう うえ けいぞく ひつよう けいひ ほじょ 防止の措置を講じた上でのサービス継続に必要となる経費を補助するとともに、ほうじん じぎょうしょかん おうえんしょくいん はけんとう けいぞく しえん 法人・事業所間の応援職員の派遣等により、サービスの継続を支援していきます。

# しょう しゃぎゃくたい ぼうしおよ さべつかいしょう すいしんエ 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進

しゃぎゃくたい ぼうし

#### (ア) 障がい者虐待の防止

にようがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ へいせい 障害者 虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23 ねんほうりったい ごう いか しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう あったりまうそん 年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)を踏まえて、市町村やかながわるうどうきょく かんけいきかん れんけい しょう しゃぎゃくたい みぜんぼうし そうきはっけん 神奈川労働局など関係機関と連携し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、ぎゃくたい はっせい ばあい じんそく てきせつ たいおう はか しょうがいふくし虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図るとともに、障害福祉サービとう じゅうじしゃ けんしゅう じっし しょう しゃ けんりようご とりくみ つうほうぎ むス等の従事者への研修を実施し、障がい者の権利擁護の取組、通報義務やつうほうしゃ ほご かん ほう しゅし しゅうちてってい はか しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 通報者の保護に関する法の趣旨について周知徹底を図り、障害者虐待防止法できせつ うんよう はか

りようしゃ あんぜん ゆうせん りょうしゃ また、県立施設においては、「利用者のために」という、利用者の安全を優先し しえんしゃ めせん ちょうじかん きょしつせじょうとう しんたいこうそく おこな してき た支援者の目線で、長時間の居室施錠等の身体拘束が行われてきたとの指摘を しんたいこうそく にちじょうか けいき 受けました。身体拘束が日常化してしまうと、そのことが契機となって、利用者 たい LAthresieveth Langesieveth いた きけん に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。そのため、 けんりっしせっ しんたいこうそく じつげん む れいわ ねん がっ しんたいこうそく 県立施設での身体拘束ゼロの実現に向けて、令和2年12月からは身体拘束の けんりつしせつ こうひょう じっ しじょうきょう 実施 状 況 をホームページで公 表するとともに、よりよい支援を進めるため、 せんもんか しちょうそんとう だいさんしゃ してん い しえんないよう けんしょう おこな 専門家や市町村等の第三者の視点を入れながら支援内容の検 証を 行っていま す。引き続き、こうした取組を進めるとともに、身体拘束の廃止に向けた具体的 とりくみ けん けいさい みんかんしせつ とりくみ うなが な取組事例を県ホームページに掲載し、民間施設における取組を 促 していきま す。

#### しょう りゅう さべつ かいしょう すいしん (イ) 障がいを理由とする差別の解消の推進

La j j j n p p j t d d n h la j p g n d la j p n la いか しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう しょう しゃ たい ふとう (以下「障害者差別解消法」という。)では、障がい者に対する不当なべつてきとりあつか およ ごうりてきはいりょ。 ふていきょう さべつ きてい さべってきとりあつか およ ごうりてきはいりょ ふていきょう さべっ きてい たいしょう 差別的取扱い及び合理的配慮\*8の不提供を差別と規定するとともに、対象としょう しゃ しょうがいしゃてちょう しょじしゃ かぎ なる 障がい者は、障害者手帳の所持者に限られるものではないとしています。 へいせい ねん がっ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう ぁ けん ほう しゅし 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、県では法の趣旨・ もくてきとう かん ふきゅうけいはつ と く しょう しゃさべつ かいしょう しょう 目的等に関する普及啓発に取り組んできましたが、 障がい者差別の解消や障 しゃ けんみん じぎょうしゃとう りかい じゅうぶん い じょうきょう がい者への県民・事業者等の理解は、まだ十分とは言えない状況です。 なか れいわ ねん がっ しょうがいしゃさべっかいしょうほう かいせい みんかんじぎょうしゃ そうした中、令和3年6月に障害者差別解消法が改正され、民間事業者へ こうりてきはいりょ ぎ む か こうふ ひ ねん こ はんいない の合理的配慮が義務化されました(公布の日から3年を超えない範囲内において せいれい さだ ひ が求められる状況によって異なる多様かつ個別性の高いものであり、双方の サムセサーママタゼト ト。 建設的対話による相互理解を通じて柔軟に対応することが求められます。このた とうじしゃ ふく けんみん みんかんことぎょうしゃとう りかい さら そくしん はか め、当事者を含めた県民や民間事業者等の理解の更なる促進を図るとともに、 しゃかいてきしょうへき じょきょ い しゃかい じつげん む たいわ そくしん 社会的障壁の除去や、ともに生きる社会の実現に向けた対話が促進されるよう はたら おこな しょう しゃさべつ かいしょう 働きかけを行い、障がい者差別の解消に引き続き取り組みます。

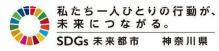
# オ 「ともに生きる社会かながわ憲 章」の理念の普及

果では、従来から「かながわ障がい者計画」に基づき、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指して取組を進めてきましたが、平成28年7月に「津久井やまかり園」で19人が死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。このようなでは、事件が二度と繰り返されないよう、断固とした決意をもって、「ともに生きる社会かながわ」を目指すため、県議会とともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」をまって、「ともに生きる社会がながわ」を目指すため、県議会とともに、「ともに生きる社会かながわ憲章」をまって、「ともに生きる社会がながわ。

## とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん <当事者目線の障がい福祉実現宣言>

県では、津久井やまゆり園の再生を進める中で、利用者の方々がそれぞれの望む 暮らしを実現できるよう、意思決定支援の取組に力を入れてきましたが、こうした もりくみ ちから いれてきましたが、こうした をりくみ ちから いれてきましたが、こうした をりくみ ちから いれてきましたが、こうした をりくみ もから いれてきましたが、こうした をりくみ もがら いれてきましたが、こうした をりくみ もから いれてきましたが、こうした をりくみ もがら な れがい を第一に 考え、本人の可能性を最大限に引き出す ためには、 障がい当事者の目線に立った支援や施策が重要であることを 改めて にんしき 認識しました。

そして、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の開所を、新しい障がい福祉のスタートと位置づけ、芹が谷やまゆり園の開所式を行った令和3年11月16日、 障がい福祉のあり方を、これまでの「支援者目線」から「当事者目線」に大転換をはかり、「ともに生きる社会」の実現に全力を尽くすことを誓う「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発出しました。



# とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 当事者目線の 障がい福祉実現宣言

こころ こえ みみ かたむ たが こころ かがや めざ ~あなたの 心 の声に耳を 傾 け、お互いの 心 が 輝 くことを目指します~

かたし っくい えんじけん ひきん じけん にど ま 私 たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさないために、 しょう ふくし かた こんぽんてき みなお とうじしゃめせん しょう ふくし これまでの 障 がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者目線の 障 がい福祉」 だいてんかん ちか こころ こえ みみ かたむ たが に大 転換することを誓います。それは「あなたの 心 の声に耳を 傾 け、お互いの こころ かがや め ざ しょう ふくし 心 が 輝 くことを目指す 障 がい福祉」です。

 $\frac{bk}{4}$  私 たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、まか ひと じぶん きず おと ひかり かびん はんのう す ちょうじかん 周りの人や自分を傷つけるから、音や光 などに過敏に反応し過ぎるから、長時間、 へゃ と こ くるま しば っ あんぜんあんしん 部屋に閉じ込めておく、車 いすに縛り付けておく、安全安心のためにはやむをえ しえん あ まえ おこ ないということで、これまではそんな支援が当たり前のように行なわれていました。

しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わりまし \*\*\*くたい ていぎ か けんば おな しえん た。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じような支援、 \*\*\*くたい つづ すなわち「虐待」が続いていたのです。

きも き ほ うった ちが かんが せっ ぜんぜんちが 気持ちを聞いて欲しいと 訴 えているに違いないと 考 えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

total 私 たちはそんなあなたの 心 の声に一 生 懸 命、耳を 傾 けます。あなたの思い かんしん を受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなたは安 心してく なが かんしん なお はんしん まお はんしん なが ない。 それが 私 たちにとっても大きな 喜 びにつながるはずです。それ たが こころ かがや しょう ふくし がお互いの 心 が 輝 く 障 がい福祉です。

Lto ちいき なかま たっしょ たっしょ 施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよう、一緒にかんが ささ じゅんび ば いっしょう す ば さ え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしていただく場ではあ じぶん す ばしょ じぶん きりません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。

支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の 光 でした。こういう  $t \ge \lambda$   $t \ge$ 

しょう ささ あい おも どんな 障 がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちがかが い しゃかい じつげん ぜんりょく っ しょう とうじしゃ 輝 く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを 障 がい当事者、ふくしかんけいしゃ けんみん みなさま ちか 福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

れいわ ねん がつ にち かながわけんち じ くろいわゆうじ 令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人もしく暮らすことのできる地域社会を実現します。
- かながわ憲章 能たは、序が、本の社会への参加を動するあらゆる型、いかなる観や意味も開発します
  - 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

